

医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6に掲げる手術件数

区分1に分類される手術	件数
頭蓋内腫瘍摘出術、鼓室形成術、肺悪性腫瘍手術、経皮的カテーテル心筋焼灼術等	0
区分2に分類される手術	件数
靱帯断裂形成術、水頭症手術、尿道形成手術、角膜移植術、肝切除術等	0
区分3に分類される手術	件数
上顎骨形成術、上顎骨悪性腫瘍手術、バセドウ甲状腺全摘術、食道切除再建術等	0
区分4に分類される手術	件数
胸腔鏡下手術、腹腔鏡下手術等	40
その他(ア)に分類される手術	件数
人工関節置換術	0
その他(イ)に分類される手術	件数
乳児外科施設基準対象手術	0
その他(ウ)に分類される手術	件数
ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術(電池交換含む)	0
その他(エ)に分類される手術	件数
冠動脈、大動脈バイパス移植術及び体外循環を要する手術	0
その他(オ)に分類される手術	件数
経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈血栓切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術	0

※当院で行われる全ての手術に対して当該手術の内容、合併症及び予後等について詳しく説明します。

※手術の件数は令和7年1月～12月のものです。